

2014年5月6日

## 「特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）」の

### 廃止を求める声明

「特定秘密の保護に関する法律」（以下、「特定秘密保護法」）は、様々な分野（報道・研究・映画界・司法・宗教など）から廃案を求められ、様々な問題点が指摘されていたにもかかわらず、「法律案の概要」が発表されて後、3ヶ月余りで、十分な審議もなされないまま、法として成立しました。重要法案であればあるほど立法府としての国会は、丁寧に審議する必要があるにもかかわらず、強行採決に至ったことは、容認されるものではありません。

また「特定秘密保護法」は、明らかに国民の知る権利を侵害します。そのみならず“特定秘密”自体が秘密であり、その“特定秘密”を知らずに、秘密を知ろうとしたり、その秘密に反対の声を挙げているだけで、罪に問われるという不当なものです。

権力（国家）は、不都合な真実を“特定秘密”として隠すことが可能であり、“特定秘密”に近づく者は、すべて捕らえ、処罰するという不当なことが可能とされうる法律です。歴史を顧みて、言論、思想、宗教などへの弾圧、迫害などへとエスカレートしていく可能性は、容易に想像できます。

先の十五年戦争下に言論・思想・宗教を縛り上げ、処罰していた戦時法（治安維持法・軍機保護法・国防保安法）を、表現は違えども復元していると考えざるを得ません。

わたしたちキリスト者は、信仰のゆえに、自由と平和といのちが尊ばれる側に、主イエス・キリストと共に立ちます。

再び、自由が奪われ、真実が述べられない国となることのないように。また、平和といのちが踏みにじられ、戦争の出来る国とならないように、「平和の君」（イザヤ9：5）と共に立ち続けます。

以上のように、内容面、手続面共に国民主権、民主主義の根幹を崩し、権力（国家）にのみ甘い法制は、到底容認できるものではありません。

わたしたち日本基督教団京都教区は、この問題ある「特定秘密保護法」の制定に抗議すると共に、廃止を強く求めます。

日本基督教団 京都教区  
第78回（合同後第48回）京都教区 定期総会